

# 令和5年度事業計画

## 第1 基本方針

「暴力のない安全で住みよい福井県」を実現するため、県警察をはじめ、各行政機関や地域及び職域関係団体との緊密な連携を図りながら、「暴力追放センター事業」を県民に浸透させるための広報、暴力団離脱者に対する社会復帰支援等を重点として、次の公益目的事業を実施するとともに、強固な財政基盤を図るため、新規賛助会員の更なる拡大に努める。

- 1 暴力団員による不当な行為の被害者等に対する支援（公益目的事業1）
- 2 地域及び職域における暴力団員からの不当要求行為の予防活動に対する支援（公益目的事業2）
- 3 少年及び離脱希望者に対する暴力団からの影響を排除するための支援（公益目的事業3）
- 4 不当要求行為の予防に関する知識の普及、思想の高揚を図るための広報啓発（公益目的事業4）

## 第2 事業内容

### 公益目的事業1 被害者等に対する支援事業（定款第4条第1号、第2号、第3号の事業）

事業名	事業の内容	実施時期
無利子貸付	○暴力団組事務所撤去等の訴訟費用、物的被害修復費、契約解除違約金、入院治療費等の無利子貸付	年間
被害者見舞金支給	○暴力団犯罪に伴う傷害、物的損害の被害者に対する見舞金の支給	年間
暴力追放相談	○警察OB3名の相談委員による、暴力団被害の未然防止や救済等のための暴力追放相談 ・面接相談：毎週 月～金（祝祭日を除く）9時～17時 ・電話相談：随時、休日及び17時以降は留守番電話、メール相談可	年間
	○委嘱弁護士23名の相談委員による法律相談（無料） ・法律相談：毎週金曜日午後、予約制	”
	○「民事介入暴力等対策三者協定」に基づく、県警察、福井弁護士会との三者合同研究会の開催、事例報告、意見交換等による連携	4月
	○三者間の連携チームにより、迅速で効果的な悪質事案対応	年間
	○民事介入暴力対策全国大会への参加 富山大会 山梨大会	7月21日 11月17日
○対処要領の指導等	年間	

事業名	事業の内容	実施時期
暴力追放相談	○日本司法支援センター、福井県犯罪被害者等支援連絡協議会等と連携した被害者対策の推進 ○暴力団事務所関係の相談、指導、助言等	年間 〃

## 公益目的事業2 地域及び職域に対する支援事業（定款第4条第4号、第5号、第6号、第11号の事業）

事業名	事業の内容	実施時期
地域・職域支援	○暴力排除活動の大会、会議への参加、講師の派遣等 ○警察庁、全国暴力追放運動推進センター等が企画制作した暴力追放DVDなどの視聴覚教材の無料貸出 ○不当要求の対処に関する資料提供、資器材（暴力追放のぼり旗、タスキ等）等の無料貸出	年間 〃 〃
調査及び情報収集	○全国暴力追放運動推進センターや各都道府県暴力追放運動推進センターと連携した暴力団排除活動に関する調査及び情報収集 ○研修、会議等への積極的な参加 ・中部ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会 ・北陸三県暴力追放運動推進センター連絡協議会 ・全国暴力追放運動推進センター相談委員等研修会 ・全国暴力追放運動推進センター専務理事等研修会 ・全国反社会的勢力対策セミナー ○新聞、刊行物、インターネット等を効果的に活用した暴力団情報の収集及び各都道府県センターとの連携によるデータベースの充実 ○全国暴力団情報検索システムの有効活用	年間 6月 7月、2月 4月20日 9月21日 10月26日 年間 〃
責任者講習	○事業所責任者、自治体担当者等に対する「不当要求防止責任者講習」 ・年間20回程度 1,000人対象 ・各種教材、資料の配布 ・不当要求防止責任者制度の普及拡大	年間

## 公益目的事業3 少年及び暴力団離脱希望者に対する支援事業（定款第4条第7号、第8号、第10号の事業）

事業名	事業の内容	実施時期
少年保護対策	○少年に対する暴力団の影響排除に向けた関係機関・団体との連携に	年間

事業名	事業の内容	実施時期
少年保護対策	<p>よる相談、助言等</p> <p>○県警察と連携した少年に対する暴力団の影響排除活動に必要な少年指導委員に対する指導等</p>	<p>年間</p> <p>〃</p>
社会復帰支援	<p>○社会復帰者受入協力企業の開拓と連携の強化及び暴力団離脱・社会復帰者に対する支援活動の推進</p> <p>・福井県暴力団離脱、社会復帰対策協議会の開催</p> <p>○社会復帰者受入定着事業所及び社会復帰者に対するアフターケアの推進</p>	<p>年間</p> <p>年1回</p> <p>年間</p>

#### 公益目的事業 4 広報啓発事業 (定款第4条第9号の事業)

事業名	事業の内容	実施時期
暴力追放県民大会	<p>○社会全体の暴排気運の高揚を図り、暴力のない安全な街づくりを目指す「暴力追放県民大会」の開催(坂井市：ハートピア春江)</p> <p>○暴排意識の高揚に向けた暴力追放活動功労団体・個人の表彰</p> <p>・福井県暴力追放センター暴力追放活動功労表彰</p> <p>・中部ブロック暴力追放功労表彰</p> <p>・全国暴力追放功労表彰</p> <p>○全国暴力追放運動暴力団排除標語の募集</p> <p>○全国暴力追放運動中央大会への参加</p>	<p>11月8日</p> <p>11月</p> <p>6月</p> <p>11月</p> <p>6月21日迄</p> <p>11月30日</p>
普及宣伝活動	<p>○暴力団排除に向けた各種広報啓発資料の作成、配布</p> <p>・機関紙「暴追ふくい」</p> <p>「全国センターだより」</p> <p>「民暴のしおり」、ポスター、チラシ、暴力追放事業所・賛助会員之章のプレート等</p> <p>○テレビCMを活用した「暴力追放センター事業」の広報</p> <p>○ホームページでの事業活動状況、暴追マニュアル等の広報</p> <p>○「ふくぼう通信」のホームページ掲載(賛助会員対象)</p> <p>○事業契約、取引約款等への「暴力団排除条項」の導入及び「表明・確約書」の普及</p> <p>○当センターの事業内容広報チラシ等の配布</p>	<p>年間</p> <p>年2回</p> <p>年4回</p> <p>年間</p> <p>10月</p> <p>年間</p> <p>偶数月</p> <p>年間</p> <p>〃</p>

**その他** (定款第4条第12号の事業)

事業名	事業の内容	実施時期
センター運営	○理事会の開催	
	・第1回 事業報告・決算関係の承認、業務報告、新役員の推薦等	5月18日
	・第2回 事業計画・予算等の決議、業務報告等	2月又は3月
	○評議員会の開催	6月26日
	・事業報告・決算関係の承認、役員の選任、事業計画・予算の報告等	
	○賛助会員の拡大	年間
○基本財産等の適正かつ効率的な運用	"	
○売上金の一部を活動支援金とする支援自販機の設置促進	"	